フロン類回収業変更届出書（省令様式第４号）の添付書類

変更事項	添付書類
１　個人の氏名及び住所	(1) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）（変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (2) 誓約書（要領様式第９号） (3) フロン類回収業者登録（変更）通知書の写し
２　法人の名称及び住所	(1) 登記事項証明書（変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (2) 誓約書（要領様式第９号） (3) フロン類回収業者登録（変更）通知書の写し
３　事業所の名称及び所在地	(1) 誓約書（要領様式第９号） (2) フロン類回収業者登録（変更）通知書の写し
４　法人の役員の氏名	(1) 登録事項証明書（変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (2) 誓約書（要領様式第９号） (3) フロン類回収業者登録（変更）通知書の写し
５　法定代理人の氏名及び住所	(1) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）（変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (2) 誓約書（要領様式第９号） (3) フロン類回収業者登録（変更）通知書の写し
６　回収しようとするフロン類の種類 ７　フロン類回収装置の種類、能力及び数 ただし、フロン類回収装置の能力又は数の変更であって、回収しようとするフロン類の種類を変更しない場合を除く。	(1) 誓約書（要領様式第９号） (2) フロン類回収設備の所有権を有することなどを証明する書類 ・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちのいずれかの写し ・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちのいずれかの写し (3) フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 ・変更届出書に記載された項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し (4) フロン類回収業者登録（変更）通知書の写し

（住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）及び登記事項証明書は、発行後３ヶ月以内のもの）

※　変更・廃業等届出書に係る書類は、正・副２部作成し、提出してください。

※　変更・廃業等届出書は郵送でも受付しております。

※　交付されるフロン類回収業者変更登録通知書の送付を希望される方は、４５０円の切手を貼った封筒（Ａ４版の入るもの）を持参してください。